

記入例

(防火・単一権原用 (甲種))

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)		消防計画作成(変更)届出書		①	〇〇年〇〇月〇〇日
② 川崎市消防長 殿		③ <input checked="" type="checkbox"/> 防火 管理者 <input type="checkbox"/> 防災		④ 住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇 氏名 川崎 太郎	
③ 別添のとおり、 <input checked="" type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災 管理に係る消防計画作成(変更)したので届け出ます。		⑤ 株式会社〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇		⑥ 川崎市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	
⑤ 管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		⑥ 防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地		⑦ 居酒屋●●川崎店	
⑥ 防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 (変更の場合は、変更後の名称)		⑦ 防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 ^{※1} (変更の場合は、変更後の用途)		⑧ 令別表第1 ^{※1}	
⑦ 複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)		⑧ 飲食店		⑨ (3) 項ロ	
⑧ 防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 ^{※1} (変更の場合は、変更後の用途)		⑨ その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		⑩ 経過欄 ^{※2}	
⑨ その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		⑩ 受付欄 ^{※2}		⑪ 備考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。

4 ※2欄は、記入しないこと。

①届出日を記入

②「川崎市消防長」と記入

③「防火」「防災」のうち、該当するものの□印にレ点を付ける。

④防火防災管理者の現住所、氏名を記入

⑤事業所の管理について権原を有する者の氏名を記入
※個人の場合は氏名
法人の場合は名称、役職及び代表者氏名

⑥防火対象物(又は建築物その他の工作物)の所在地を記入

⑦防火対象物(又は建築物その他の工作物)の名称を記入

⑧防火対象物(又は建築物その他の工作物)の管理権原が複数に分かれている場合、届出をする事業所の名称を記入し、入居する階を()内に記入

⑨別紙を参照し、防火対象物(又は建築物その他の工作物)の用途を記入
※防火対象物(又は建築物その他の工作物)の管理権原が複数に分かれている場合、届出をする事業所の用途を記入

⑩別紙を参照し、前⑨に該当する消防法施行令別表第一の項及びイ、ロ等の区分を記入

⑪特記事項がある場合は記入
(変更届出の場合は、主な変更事由を記入)

(例) 消防計画の内容変更

【防火対象物の用途】

令別表第1

項 別		防 火 対 象 物 の 用 途 等	
1項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	
	ロ	公会堂・集会場	
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ	遊技場・ダンスホール	
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規則5-1）で定めるもの	
3項	イ	待合・料理店その他これらに類するもの	
	ロ	飲食店	
4項	百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場		
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	
6項	イ	(1)	(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。
			(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。
		(2)	(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
		(3)	病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所
	ロ	(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
			(2) 救護施設
			(3) 乳児院
			(4) 障害児入所施設
		(5)	障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）
		ハ	(1)
(2) 更生施設			
(3)	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）		
(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）		
ニ	幼稚園又は特別支援学校		
7項	小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの		
8項	図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの		
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）		
11項	神社・寺院・教会その他これらに類するもの		
12項	イ	工場又は作業場	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
13項	イ	自動車車庫又は駐車場	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
14項	倉庫		
15項	前各号に該当しない事業場		
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	
16の2項	地下街		
16の3項	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）		
17項	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物		
18項	延長50メートル以上のアーケード		
19項	市町村長の指定する山林		
20項	総務省令で定める船車（規則5-2）		

備考

- ☆ 特定用途防火対象物は、（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物をいう。（法17の2の5）
- ☆ （16の3）項は、通称「準地下街」といわれている。

事業所の名称を記入してください。

消防計画

（目的）

第1条 この計画は、消防法（以下「法」という。）第8条第1項に基づき、**居酒屋●●川崎店**（以下「当該事業所」という。）の防火管理業務等についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- （1）当該事業所に勤務し、出入りする全ての者
 - （2）防火管理業務を受託している者
- 2 管理権原の及ぶ範囲は、当該事業所部分において、この計画を適用するものである。

（管理権原者）

第3条 管理権原者は、当該事業所の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせる。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- 5 管理権原者は、防災センターまたは指揮本部を中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

（防火管理者）

第4条 防火管理者は、防火対象物の管理権原者の指示と当該消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。

- 2 防火管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。
 - （1）消防計画の作成及び変更
 - （2）自衛消防の組織に係る事項
 - （3）消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
 - （4）避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - （5）火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - （6）防火対象物の法定点検（防火対象物点検）の立会い
 - （7）消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
 - （8）改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - （9）火気の使用、取扱いの指導、監督
 - （10）収容人員の適正管理
 - （11）従業員に対する防災教育の実施
 - （12）防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
 - （13）管理権原者への提案や報告
 - （14）放火防止対策の推進
 - （15）災害活動の拠点となる防災センターまたは指揮本部に災害活動上必要な情報集約

(防火管理業務の一部委託) [**該当** ・ **非該当**]

- 第5条 管理権原者は、委託を受けて防火管理業務に従事する者(以下「受託者」という。)と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。
- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
 - 3 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(消防機関との連絡)

第6条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任(解任)届出
防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。
- (2) 消防計画作成(変更)届出
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火管理者が届け出ること。
 - A 管理権原者または防火管理者の変更
 - I 自衛消防の組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造に関する事項の変更
 - E 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - (ア) 受託者の氏名及び住所
 - (イ) 受託方式
 - (ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲
 - (エ) 受託者の行う防火管理業務の方法
- (3) 消防訓練実施の通報
第45条による。
- (4) 禁止行為の解除承認申請
喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確認をしたのち申請すること。
- (5) 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後、報告すること。
- (6) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を、管理権原者及び防火管理者が確認をした後、消防法施行規則第31条の6第3項の規定に基づき報告すること。(防火対象物全体で報告する際は必要なし)
- (7) その他
建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

(防火管理資料の保管等)

第7条 防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して防火管理維持台帳に編さんし、保管する。

(防火管理委員会)

第8条 防火管理者を補完し、防火管理業務の適正な運営を図るため、防火管理委員会を置き、次の業務を行う。

- 2 防火管理委員会の構成は、別表1のとおりとする。

開催予定を記載してください。

- 3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定する。
- 4 会議は、4月、10月の年2回行い、次の場合は、臨時に開催する。
 - (1) 社会的反響の大きい火災、地震等による被害発生時
 - (2) 防火管理者等からの報告、提案により、管理権原者が会議をする必要があると認めたとき
- 5 会議の主な審議事項
 - (1) 消防計画の変更に関する事。
 - (2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関する事。
 - (3) 自衛消防の組織及び装備に関する事。
 - (4) 自衛消防訓練の実施細部に関する事。
 - (5) 工事等をする際の火災予防対策に関する事。
 - (6) 防火管理上必要な教育に関する事。

(予防管理組織)

第9条 予防管理組織とは、災害被害の予防的活動を行う組織と自主点検・検査をするための組織とする。

(予防的活動のための組織)

第10条 予防的活動のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、防火管理者のもとに、防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表2のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第11条 防火担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関する事。
- (2) 防火管理者の補佐
- (3) その他、防火管理上必要な業務（火元責任者の業務を除く）

(火元責任者の業務)

第12条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の日常の火気管理（喫煙の管理も含む。）に関する事。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関する事。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関する事。
- (4) 火気関係及び閉鎖障害等に係る検査の実施に関する事。
- (5) 防火担当責任者を補佐すること。

(自主点検・検査のための組織)

第13条 自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、別表3、別表4により、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表5のとおり定める。

(自主点検・検査の実施)

実施予定月を記載してください。

第14条 建物等の自主点検・検査は、別表5で定める各点検・検査員が確認するものとし、年2回（4月、10月）とする。
2 消防用設備等・特殊消防用設備等は法定点検のほかに、自主点検・検査を実施し、年2回（4月、10月）、別表5で定める各点検・検査員が確認する。

(防火対象物の法定点検(防火対象物点検)等)

第15条 防火対象物の法定点検(防火対象物点検)は、点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、防火対象物の点検等実施時に立ち会う。

(消防用設備等の法定点検)

第16条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(点検検査結果の記録及び報告)

第17条 自主点検・検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

点検検査結果については、防火管理維持台帳に編さんする。

(不備欠陥事項の改善)

第18条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(従業員等の守るべき事項)

第19条 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。

2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

3 喫煙は、指定された場所で行う。

4 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。

(営業時間外における対応)

第20条 営業時間外については、警備員等は、定時に巡回する等、防火上の安全を確認する。

(工事中の安全対策)

第21条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を消防機関に届け出る。

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

(1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。

(2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

(4) 危険物等を持ち込む場合には、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

(6) その他防火管理者の指示すること。

(定員の管理)

第22条 次の事項を遵守し、定員の管理に努める。

- (1) 定員を超えた客の入場をさせない。
- (2) 避難通路に客を收容しない。
- (3) 出入口や切符売場の見やすい場所に、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げる。

(避難経路図の掲出)

第23条 館内の見やすい場所に、屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出する。

(火気の使用制限等)

第24条 防火管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

(1) 喫煙場所の指定

防火管理者は、当該事業所において喫煙を制限する必要がある場合には、喫煙場所を指定する。

火気の使用禁止場所を記載してください。

(2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定

使用禁止場所は、**厨房、客席、喫煙所を除く全ての場所**とする。

(臨時の火気使用等)

第25条 当該事業所内で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。

(施設に対する遵守事項)

第26条 防火管理者、従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路等避難施設の機能保持

ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品をおかないこと。

イ 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

(2) 防火戸、防火シャッター等防火施設の機能保持

ア 火災が発生したときの延焼を防止し、有効な消防活動を確保するため、防火戸及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(放火防止対策)

第27条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓又は除去すること。
- (2) 倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。

- (3) 出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。
- (4) アルバイトやパート等の従業員の明確化を行い、不法侵入者の監視を行うこと。
- (5) 外来者用トイレを従業員と共用するなど、監視を強化すること。
- (6) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- (7) 火元責任者及び最後に退社する者は、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (8) 休日や夜間の巡回を励行すること。
- (9) 駐車場内の車両は、施錠すること。

(自衛消防の組織の編成等)

第28条 火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防の組織を編成する。

2 自衛消防の組織及び任務分担は、~~別表6及び別表7~~のとおりとする。

(自衛消防の組織の装備等)

第29条 自衛消防の組織の装備は、次のとおりとする。

~~(1) 本部隊~~

~~ア ヘルメット~~

~~イ 携帯ラジオ~~

~~ウ 懐中電灯(乾電池を含む)~~

~~エ 医薬品(包帯、三角巾、消毒薬、胃腸薬等)~~

~~オ 携帯用拡声器~~

~~カ 警笛~~

~~キ 消火器~~

~~ク ロープ~~

~~ケ 情報伝達器具(トランシーバー)~~

(2) 地区隊

ア 通報連絡担当

(ア) 消防計画

(イ) フロア図面

(ウ) 非常通報連絡先一覧表

(エ) 名簿(自衛消防要員)

(オ) 携帯用拡声器

(カ) 照明器具(懐中電灯)

(キ) 情報伝達器具(トランシーバー)

イ 消火担当

(ア) 消火器

(イ) 防水シート

ウ 避難誘導担当

(ア) マスターキー

(イ) 携帯用拡声器

(ウ) 照明器具(懐中電灯)

(エ) ロープ

(オ) 誘導標識(案内旗)

エ 応急救護担当

(ア) 応急医薬品

(イ) 受傷者記録用紙

2 装備品の管理は、次のとおりとする。

事業所に該当しない項目は、横線で消したり、削除してください。

(火気使用の中止等)

第37条 警戒宣言が発令されたときは、禁煙とし、火気使用設備・器具の使用も原則として中止する。

なお、やむを得ず火気を使用する際は、防火管理者の承認を得た後に、消火体制を講じたうえで最小限の使用とする。

2 危険物の取扱いは直ちに中止する。

なお、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て、出火防止等の対策を講じるものとする。

3 エレベーターは、地震時管制運転装置付き以外のものは、運転を停止するものとする。

(従業員が行う被害軽減措置)

第38条 警戒宣言が発令された場合、従業員は、地震による被害を軽減するために、次の各号に定める措置を行うよう努める。

- (1) 照明器具(吊り下げ式)等の固定
- (2) 事務機器の転倒、落下防止
- (3) 窓ガラス等の破損、散乱防止
- (4) 避難通路の確保、非常口の開放等
- (5) 初期消火用の水の確保
- (6) 非常持出品の準備

(震災時の初期対応)

第39条 地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先に、速やかに次の初期対応を行わなければならない。

- (1) 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、地区隊通報連絡班に報告すること。
- (2) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止と燃料バルブ等の閉鎖を行うこと。
- (3) 全従業員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は地区隊通報連絡に連絡すること。
- (4) 防火担当責任者等は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を地区隊通報連絡に報告すること。なお、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。
- (5) 防火管理者は、前各号による被害の状況等を把握すること。
- (6) 火気使用設備・器具は、安全が確認された後に使用すること。

(地震時の活動)

第40条 地震時の活動は、前条及び自衛消防活動によるほか、次の事項を実施するものとする。

(1) 情報収集・伝達活動

通報連絡班は、テレビ、ラジオ等による地震情報の収集を行い、周辺の状態を把握すること。

(2) 救出・救護

ア 救出救護については、応急救護班が中心となり、他の自衛消防隊員と協力して実施すること。

イ 負傷者が発生した場合には、応急手当を行うとともに、負傷程度に応じ、救急救護所及び医療機関に搬送すること。

ウ 地震の規模により、消防隊等による救出に時間がかかる場合には、救出資器材を活用して救助作業を実施すること。

(3) 避難誘導活動

ア 避難誘導班は、在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具等の落下に注意しながら、柱回りや壁ぎわ等の安全な場所で待機させること。

イ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。

ウ 在館者を避難場所まで避難誘導を行う場合は、事前に順路、道路状況、地域の被害状況について説明をすること。

エ 避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、避難者の安全に十分注意しながら誘導すること。

オ 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩により行うこと。

カ 避難する際は、分電盤を遮断すること。

キ 避難誘導は、避難誘導担当と協力して行うものとする。

(4) 避難路の確保

安全防護班は、避難者の安全を確保するために、避難通路に落下、転倒及び倒壊した物品の除去を行うこと。

(管理権原者の教育)

第41条 管理権原者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。

2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火関連行事に定期的かつ積極的に参加する。

3 管理権原者は、消防訓練を実施する場合は、必ず参加する。

4 管理権原者は、防火管理者、地区隊長等と定期的に情報交換を行う。

(防火管理者等の教育)

第42条 防火管理者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。

2 管理権原者は、防火管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。

3 防火管理者は、防火に関する講習会等に定期的に参加するとともに、従業員に対する防火講演等を随時開催する。

(従業員の教育)

第43条 防災教育は、毎日の朝礼時又は就業時に実施するほか次表の区分に従い計画事項、計画内容及び実施回数を定める。

計画事項	計 画 内 容	実施回数
従業員に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各従業員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 その他火災予防上必要な事項(火災予防及び消火に関する実務知識)	年2回以上
新任者に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各従業員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 安全な作業に関する基本的事項 5 消防計画の周知徹底 6 その他火災予防上必要な事項(火災の現象、消火器の原理、避難の要領等)	採用時1回

実施予定月を記載してください。

(消防訓練の種別等)

第44条 防火管理者は、次表により計画的に自衛消防訓練を実施するものとする。

訓練の種別	実施時期	
消火訓練	4月	10月
通報訓練	4月	10月
避難訓練	4月	10月
総合訓練	4月	10月

2 総合訓練は、努めて大規模地震を想定した内容を加味する。

(消防機関への通報)

第45条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により所轄消防署へ届出する。また、訓練を実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

2 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を確認し、その結果を日常の防火管理体制及び次回に実施する自衛消防訓練に反映させるよう努める。

施行日を記載してください。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

防火管理委員会構成表

	役 職 名	備 考
委 員 長	管理権原者	
委 員	防火管理者	
委 員	料理長	厨房 防火担当責任者
委 員	ホールリーダー	ホール 防火担当責任者

予防的活動のための組織編成表

防火管理者	防火担当責任者		火元責任者	
防火管理者選任届出書のとおり	厨房	料理長	炭場	〇〇
			厨房	〇〇
	ホール	ホールリーダー	喫煙所	〇〇
			客席	〇〇
			廊下	〇〇
	その他	防火管理者	事務所	〇〇
			ロッカー	〇〇

※消防計画を提出する際、〇〇部分は、人事異動等で人が入れ替わっても対応できるように、役職名などの記載で問題ありません。

また、同じ役職名の方が複数いる場合は、担当をA、B、C・・・と表記しても問題ありません。

ただし、事業所においては、必ず「誰がどの任務を行うか」役割を明確にしておいてください。

自主検査チェック表（定期）

実施項目		確認箇所	検査結果		
建 物 構 造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。			
防 火 設 備	(1) 外壁の構造及び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。〔確認要領〕 ・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避 難 施 設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口（出入口）	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火 気 設 備 器 具	(1) 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電 気 設 備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っているか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係		年 月 日	火気設備器具	年 月 日	
防火関係		年 月 日	電気設備	年 月 日	
避難関係		年 月 日	危険物施設	年 月 日	

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1)設置場所に置いてあるか。 (2)消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3)安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4)ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5)圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年 月 日実施)	(1)使用上の障害となる物品はないか。 (2)消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3)ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1)散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2)間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3)送水口の変形及び操作障害はないか。 (4)スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5)制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1)散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2)間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3)管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) (年 月 日実施)	(1)泡の分布を妨げるものがないか。 (2)間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3)泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1)起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2)手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3)スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4)貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1)使用上の障害となる物品はないか。 (2)消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3)ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1)常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2)車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3)管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1)表示灯は点灯しているか。 (2)受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3)用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4)感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1)表示灯は点灯しているか。 (2)受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3)用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4)ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1)電源表示灯は点灯しているか。 (2)受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1)表示灯は点灯しているか。 (2)操作し障害となる物がないか。 (3)押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1)電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2)試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1)避難に際し、容易に接近できるか。 (2)格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3)開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4)降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5)標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1)改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2)誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3)外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4)不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1)周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2)道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3)地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1)送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2)送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3)散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4)散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1)送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2)送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3)放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4)放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5)表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1)周囲に使用上障害となる物がないか。表示灯は点灯しているか。 (2)保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。	
検査実施者氏名	防火管理者確認	

自主点検・検査のための組織編成表

種 別	実 施 区 分	点 検 ・ 検 査 員
自 主 検 査	事業所全般	防火管理者
	防 火 ・ 避 難 施 設 (消防用設備等・特殊消防用設備等)	防火管理者
	収 容 物	各防火責任者・各火元責任者
	火 気 設 備 器 具	各防火責任者・各火元責任者
	電 気 設 備	各防火責任者・各火元責任者

自衛消防の組織の本部隊編成及び任務等

自衛消防隊長 ()

	火災（災害）時	警戒宣言が発せられた時の任務
事業所に該当しない別表は、添付する必要はありません。 「本部隊」は、地区隊が複数組織されている場合に必要となります。		
※消防計画を提出する際、（ ）内は、人事異動等で人が入れ替わっても対応できるように、役職名などの記載で問題ありません。 また、同じ役職名の方が複数いる場合は、担当をA、B、C・・・と表記しても問題ありません。 ただし、事業所においては、必ず「誰がどの任務を行うか」役割を明確にしておいてください。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: fit-content;">初期消火班</div> () ()	1 地区隊が行う消火作業への指揮指導 2 消防隊との連携及び補佐	地区隊が行う作業への指揮指導
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: fit-content;">避難誘導班</div> () ()	1 地区隊が行う避難誘導への指揮指導 2 未避難者、要救助者の確認及び通報連絡班への報告 3 消防隊との連携及び補佐	地区隊が行う作業への指揮指導
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: fit-content;">応急救護班</div> () ()	1 地区隊が行う応急救護への指揮指導 2 救急隊との連携、情報提供 3 負傷者の氏名、負傷程度の記録	地区隊が行う作業への指揮指導

自衛消防の組織の地区隊編成及び任務等

地区隊長 (防火管理者)

<p>※消防計画を提出する際、()内は、人事異動等で人が入れ替わっても対応できるように、役職名などの記載で問題ありません。</p> <p>また、同じ役職名の方が複数いる場合は、担当をA、B、C・・・と表記しても問題ありません。</p> <p style="color: red;">ただし、事業所においては、必ず「誰がどの任務を行うか」役割を明確にしておいてください。</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">通報連絡担当</div> <p style="text-align: center; color: red;">(○○ ○○)</p> <p style="text-align: center; color: red;">(○○ ○○)</p>	<p>3 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。</p>	<p>収集する。</p> <p>2 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">初期消火担当</div> <p style="text-align: center; color: red;">(○○ ○○)</p> <p style="text-align: center; color: red;">(○○ ○○)</p>	<p>1 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。</p> <p>2 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。</p> <p>3 屋内消火栓を活用して消火する。</p>	<p>点検担当とする。</p> <p>1 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。</p> <p>2 危険箇所の補強等を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">避難誘導担当</div> <p style="text-align: center; color: red;">(○○ ○○)</p> <p style="text-align: center; color: red;">(○○ ○○)</p>	<p>1 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。</p> <p>2 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。</p>	<p>火災（災害）時の任務と同じ。</p> <p>1 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。</p> <p>2 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">応急救護担当</div> <p style="text-align: center; color: red;">(○○ ○○)</p> <p style="text-align: center; color: red;">(○○ ○○)</p>	<p>1 負傷者に対する応急処置</p> <p>2 救急隊との連携、情報の提供</p> <p>3 負傷者の氏名、負傷程度の記録</p>	<p>応急措置担当とする。</p> <p>1 危険箇所の補強等を行う。</p> <p>2 避難通路の確保</p>

防火管理業務の一部委託状況表

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

防火対象物名称	居酒屋●●川崎店		再受託者の有無
管理権原者氏名	〇〇 〇〇		<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 一部有り <input type="checkbox"/> 全部
防火管理者氏名	〇〇 〇〇		
受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕			受託者が再委託する場合記入
氏名(名称)	〇〇〇〇管理株式会社		
住所(所在地)	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
電話番号	TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		
担当事務所	〇〇営業所		
電話番号	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
〔教育担当者講習 修了者氏名〕	TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 〇〇 〇〇		
〔講習修了証番号〕	自衛消防業務講習 No.〇〇〇〇		
〔教育計画〕	〇月と〇月に実施する。		
	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務		<input type="checkbox"/> 同左
<p>・防火管理業務を第三者に委託する場合に限り添付してください。 ・委託する場合は委託内容に応じた箇所にチェックを入れてください。</p>			
受託者の 行う 防火 管理 業務 の 範囲	駐 方 式	<input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他 ()
	方 法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯	
	巡 回 方 式	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	方 法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
遠 隔 移 報 方 式	範 囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	方 法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	〇〇事務所 10分 全域 営業時間外